第４号様式（第６条関係）

　　　　年度大分県エコアクション２１認証取得事業費補助金

交付決定通知書兼額の確定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　大分県知事

　　　　　年　　月　　日付けで提出のあった　　　　年度大分県エコアクション２１認証取得事業費補助金交付申請書及び実績報告書に基づき、下記のとおり交付を決定し、額を確定しましたので、大分県エコアクション２１認証取得事業費補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

　１　補助対象経費　　　金　　　　　　　　　　　円

　２　補助金の交付決定並びに確定額　　　金　　　　　　　　　　　円

　３　補助条件は、次のとおりとする。

　（１）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類は、補助事業が完　　　了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

　（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法　　　律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴　　　力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密　　　接な関係を有する者であってはならないこと。

　（３）その他、大分県補助金等交付規則及び大分県エコアクション２１認証取得　　　事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。